

戦後における小・中・高等学校の 家庭科教育の変遷（第1報）

学習指導要領における被服教育指導内容の改訂

西之園 君子*，中 村民 恵*

The Evolution of Home Economics Education for Elementary, Junior and
Senior High School after World War II: The First Report
- Revision of Content for Guidelines in the Teaching of Clothing -

Kimiko Nishinosono*, Tamie Nakamura*

現在，小・中・高校生や大学生の学力が低下していることが明らかになってきた。文部省は望ましい人間像を目指し，時代の進展に対応するためにほぼ10年ごとに学習指導要領の改訂を行い実施してきた。戦後の教育制度を基盤にした家庭科教育は従来の家事・裁縫の技能教育を脱し，民主的家庭観に基づいた望ましい家庭生活像の学習指導要領を作成し，時代の要請に対応してきた。戦後の高度経済成長や科学技術の発展は家庭生活の在り方に変容をもたらし，これまで数回，教育内容が改訂された。

戦後の豊かな社会に生まれ育った若者たちは，生活体験の不足から人間として「生きる力」を育む生活能力も低下していることが指摘されている。この一つに基本的生活の役割を担っている被服教育の基礎的技術・技術の低下が顕著になってきた。この要因を明らかにするために，戦後改訂された学習指導要領の歴史的経緯を調べた結果，学習指導要領の改訂も影響をもたらしていることが明らかになり，今後の方向が示唆されることになった。

Key words: [学習指導要領] [家庭科教育] [技術・家庭科] [男女共修] [技能・技術の習得]

(Received November 4, 1999)

． 緒 言

平成11年9月¹⁾小・中・高校生や大学生の学力が低下してきたことが明らかになり，文部省はこの指摘を受け実態調査に取り組むことになった。これまで文部省は，ほぼ10年ごとに学習指導要領を改訂し，時代の進展や社会情勢に対応してきた。この学力低下の一因として，教育

制度発足以来、1977年に告示された小・中・高校の学習指導要領の改訂にあることが指摘されている。つまり、この改訂のねらいは知育偏重の統制教育から子どもが自ら学び「生きる力」を育む「ゆとり教育」への転換であった。ゆとりのある充実した学校生活を送れるようにするために従来の授業時数を減らし、さらに内容を精選して今日に至っている。

一方、学力の低下もさることながら、今日の子どもたちは「生きる力」を育む生活能力の低下が問題となっている。これは子どもたちが²⁾自然体験や生活体験が不足しているためと指摘されている。これは家庭の教育にも原因があると考えられるが、また学校教育における教育課程の内容も影響を与えているように考える。

戦後の昭和22年に日本の教育制度は新しい民主主義国家の憲法に基づいて発足した。これに基づいた新しい家庭科の学習指導要領(試案)は戦前に制定した女子のみに家事・裁縫教育を履修させる制度を改め、小学校では男女必修「家庭科」、中学は男女選択必修「職業科」、高校は共学選択「実業科(家庭)」として扱われ、民主的家庭建設を模索しながらの出発であった。家庭科は他の教科と異なり複雑多岐にわたっているため社会情勢に対応しながら改訂されてきたが、戦後半世紀を経て平成元年より男女共修という画期的な展開にいたった。

敗戦後のめざましい科学技術の発展、高度経済成長は物質的に豊かな生活を享受できるようになり、従来の家庭生活の在り方も変わってきている。この影響を受け生活を営むための基本的技能・技術は年々低下してきていたが、特に昨今、学生たちの被服学習における基礎的知識や技能・技術が顕著に低下してきた。

この学生たちは小・中・高等学校の過程において、いつ、どのような目的で改訂された学習指導要領の教育を受けたのか調べ、この要因を明らかにして時代的要請に即した被服教育の在り方を探りたい。

・研究方法

- 文献調査
- 1) 鹿児島県総合教育センターの資料、学習指導書、教科書
 - 2) 小学校、中学校、高等学校の文部省学習指導要領及び解説
 - 3) 小学校家庭科、中学校職業・家庭科、技術・家庭科
高等学校家庭一般教科書
- 上記の参考図書、文献に基づいて調べた。

・家庭科教育の変遷

1. 明治・大正・昭和前期の家事・裁縫教育

明治5年に公布された学制³⁾によると、女児小学では「女児ノ小学八尋常小学教科ノ外ニ女児ノ手芸ヲ教フ」、小児小学教則「手芸ハ裁縫術ヲ専ラニスト雖モ傍ラ行儀作法ヲ教フベシ」とあり、裁縫教育が技術のみでなく、女子教育として始まった。明治24年に小学校教則大綱が制定されたなかに、裁縫科については「裁縫ハ眼及手ヲ練習シテ通常ノ衣服ノ縫ヒ方裁子方ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス」と示され、この教育観は一貫して封建的家族制度の上に成り立っ

た家庭生活の準備主義、実用主義の考え方であり技能を重視する教育であった。

大正期は大正デモクラシーを背景として、裁縫教育は内容的には洋服が活動に便利であるとして生活の簡易化、能率化に役立つものとしている。このため高等小学校にミシンを用いた教材が取り入れられ洋服が採用されるようになる。一方、従来の裁縫教育は児童、生徒の能力を超えていたことに対する批判が高まり、教授法の改善が試みられた。しかし、戦前の家事・裁縫教育における良妻賢母の内容が支配し、裁縫教育は女性にとって家族を支えるための重要な役割をもっていたといえる。

2．戦後の教育制度における家庭科教育

昭和20年の終戦を機にわが国は民主主義への再建が進められ、「日本国憲法」の精神に基づいて、昭和22年に公布された「教育基本法」および「学校教育法」によって民主的教育制度が確立された。

この大きな教育制度の確立基盤として、昭和22年5月文部省が新しい学習指導要領を作成し、女子教育の向上と民主的な家庭建設を目指す新しい教科として「家庭科」が成立することとなった。戦後の歴史的経緯による小・中・高等学校の学習指導要領の改訂にみられる被服領域の内容はいつ、どんなねらいで行われたのか調べ考察することにした。

小学校における学習指導要領の変遷

1）昭和22年度 学習指導要領 家庭科編（試案）昭和22年5月発行

小学校においては、家庭建設という生活経験は教科課程において必要かくべからざるものとして取り扱うべきで、家庭生活の重要性を認識するために、第5・6年において男女共に家庭科を学ぶべきであり、これが全生徒の必須科目であると示されている。従来女子のみに与えられていた裁縫という科目を第5・6学年の男女ともに家庭科を学習させ、今までの古い考え方と全く違ったものであることを示していることは注意すべきである。

家庭科すなわち家庭建設の教育は各自が家庭の有能な一員となり、自分の能力に従って、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野であると記してある。

第五学年 指導内容⁴⁾は単元(一)から(六)までであるが、被服製作は次の単元に示されている。

(二) 家族の一員としての子供「清潔、家庭における食事、針の使い方、前掛けの製作(女)、掃除用具、台所用品の製作、修理(男)」

(三) 自分のことは自分で(身のまわり)、下ばきの製作(女)、身のまわりの片づけ方

(五) 自分の仕事は自分で(製作)家庭用品の製作修理(男)、シャツの製作(女)

第六学年 指導内容は単元(一)から(四)までであるが被服の内容は次のように記されている。

(一) 健康な日常生活「家族の健康、住居と衛生、運動具、遊び用具の製作修理(男) 運動服の製作(女)、簡単な洗濯、食事のとり方」

(二) 家庭と休養(快適な眠りと休息、家具・建てつけの手入れ(男)、寝まき又は襦袢の製作(女)、家庭の楽しいひと時)

戦後の混乱期のなかで、被服の内容は実生活に役立つものを製作し、寝巻きや襦袢など高度の技術を必要とする内容で週2～2.5時間が当てられた。今日の年5・6年生がこのような難しい題材を学習したことは技能教育の果たす役割は重要であったといえる。

2) 昭和26年 学習指導要領一般編(試案)昭和26年7月発行(実施 昭和26年～)

「学習指導要領一般編」試案⁵⁾が発行されたが、家庭科については存廃をめぐる情勢のなかで見送られ学習指導要領家庭科編の作成は行わず「小学校における家庭生活指導の手びき」が刊行された。ここでは家庭科を特設することの適否に関する問題があげられたが、文部省は従来どおり、第5・6学年において、家庭科を特設することにした。しかし、家庭科に関する指導は第1学年から全教科や教科以外に活動のあらゆる機会に行うこととなった。22年度の指導内容を精選し次の8領域になった。

「家族の世話」、「身なり」、「食事」、「すまい」、「時間・労働・金銭・物の使い方」、「植物や動物の世話」、「不時のできごとに対する予防と処置」、「レクリエーション」、衣服の教材は「身なり」の領域に含まれ、衣服の手入れ(洗濯・手入れ)、スナップ・ボタンつけ、衣類のつくり、衣類の持ち物の調整としてエプロン、簡単な下着、雑巾、袋物として手提げ、弁当入れ、ふるしき、簡単な刺繍、染色などの内容が記されている。

3) 昭和31年度 学習指導要領 家庭科編 昭和31年2月発行(実施 昭和31年度～)

昭和22年に改訂された学習指導要領から10年が経過し、その後の研究や調査によってこれまでの学習指導要領には不備な点や実情にそぐわない点が明らかになった。このため、小学校における家庭科の意義や位置づけをはっきりさせ、また目標と内容を明確にすることにした。つまり、家庭科の新構想は、よりよい家庭人の教育すなわち家族の一員としての、家庭生活をより良くするための態度と能力を身につける教科として強調している。小学校の児童にふさわしい内容として五つの分野「家族関係」、「生活管理」、「被服」、「食物」、「住居」からなる。

被服の指導内容⁶⁾は被服と生活、衣服の着方、手入れと保管、洗濯、作り方が示された。教材は簡単な日常用品の製作を主に雑巾、台ふき、前掛けなどを通して手縫いの基礎としてなみ縫い、半返し縫い、まつり縫い、とめ方、つぎ方などがあげられている。またミシン縫いの基礎ができるようにと記されている。

4) 昭和33年 学習指導要領 家庭科 昭和33年10月告示(実施 昭和36年度～)

家庭科の使命は時代の進展に伴って、家庭生活についての指導がますます重要さを増してきたこと、家庭生活において学習させることは児童の学習経験を発展させる基礎として教育上重要な意義をもっていることなどが掲げられた。

小学校家庭科⁷⁾においては、第5学年および6学年の男女児童に衣食住などの生活技能を中心に学習させ、家庭生活の理解を深め実践的な態度を養うことを基本的な考え方として各学年の内容を精選し、各学年を通じて発展的、実践的学習が行われるようにした。指導の領域は「被服」、「食物」、「すまい」、「家庭」の四分野である。被服の内容⁸⁾は次に示した。内容は 製作用具の正しい使い方(縫い針、待ち針、指ぬき、はさみ、ものさしなど)

手縫いの基礎（なみ縫い，まつり縫い，半返し縫い，本返し縫い，玉結び，玉止め，すくい返しどめ，重ねつぎなど）

ミシンの扱い方（直線縫い）

ししゅう（アップリケ，チェーンステッチ，アウトラインステッチ，クロスステッチなど）

第6学年は5学年の内容（袋もの，台ふき）をさらに発展させるものとなり，教材はカバー類（枕，洋服，腕，座布団），前掛けなどを取り上げている。

5）昭和43年 学習指導要領 家庭 昭和43年7月告示（実施 昭和46年度～）

この改訂は46年度から実施されたが，内容をわずかに整理した程度で大きな改訂は行われなかった。日常生活に必要な衣食住などに関する知識・技能を習得させ，それを通して家庭生活の意義を理解させ，家族の一員としての家庭生活をよくしようとする実践的態度を養うとしている。指導内容⁹⁾は5・6年とも4領域でA被服，B食物，Cすまい，D家庭にまとめられた。

被服の内容は身なりを整える，保健衛生的な着方，製作として袋物とカバー類，洗濯と手入れのし方，被服計画となっている。

6年ではカバー類，手縫い，ミシンに慣れる，簡単な刺繍などが示された。

6）昭和52年 学習指導要領 家庭 昭和52年7月告示（実施 昭和55年度～）

昭和51年10月『教育基準の改善』に伴って，新しい指導要領を公示し，小学校は55年4月より全面实施することになった。

教育課程のねらいは知育偏重を改め，次の3点があげられた。

人間性豊かな児童生徒を育てる。

ゆとりのあるしかも充実した学校生活がおくれるようにすること。

国民として必要とされる基礎的，基本的内容を重視するとともに，児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。そして小・中・高等学校をとおして，一貫性をもち調和と統一のある教育内容にすること。また，手や体を使って物を製作する活動や体験的な活動をとおして，働くこと，物を作る喜びを得させ，その活動によって，正しい勤労観を培うようにすることが強調されている。従って，他教科の授業時間は10%削減され「ゆとりの時間」に当てられてが，家庭科の2時間はそのまま続けられた。

指導内容¹⁰⁾については昭和43年に学習指導要領における家庭科の内容を一層有機的，総合的な指導が行われやすいようにするとともに，家庭科が実験的，体験的な学習を行う教科であるという性格を一層明確にするという観点から「家庭」の領域を統合し，「被服」，「食物」，および「住居と家庭」の3領域に整理した。被服の指導内容¹¹⁾は身のまわりの簡単な物の製作として，5年では裁縫用具，小物，袋物の製作，6年ではカバーやエプロンの製作，簡単な刺繍などが示された。日常着の手入れはボタンつけ，スナップつけなど，この他保健衛生的な着方，身なりを整える内容である。小物，袋縫いでは手縫いの基礎として，なみ縫い，返し縫い，玉結び，玉どめ，ミシン縫い（直線縫い），ほころびを繕うことが示された。

7) 平成元年 学習指導要領 家庭 平成元年3月告示(実施 平成4年度~)

衣食住などに関する実践的、体験的学習を通して家庭生活への関心を高めるとともに、日常生活に必要な実験的知識と技能を身につけ、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的態度¹²⁾を育てることが掲げられた。

学習指導の領域は「被服」、「食物」、「家族の生活と住居」の3領域で構成されている。

学習内容¹³⁾は 身なりを整える 日常着の洗濯と手入れ 簡単な小物の製作 5年生(小物や袋物)、6年生(エプロン・カバー類) 日常着の選び方、基礎的技術、手縫い、ボタンつけ、なみ縫い、返し縫い、本返し縫い、半返し縫い、玉結び、玉止め、ミシン縫い(直線縫い)、正しい用具の使い方、ほころび直しなど。

戦後昭和22年から平成元年にいたる半世紀間において、家庭科教育は経済成長や科学技術の発展に伴って学習指導要領の改訂が26年度学習指導要領の手引きを含めて7回行われてきた。戦後の混乱期では家庭科は実生活に役立つ被服の調達を担っていたが、従来のように家事・裁縫の技能を重視するのではなく男女共に家庭生活の重要さ、またそれに対する自分の役割について認識することを目標として民主的家庭建設を目指して改訂が行われたといえる。

中学校学習指導要領の改訂

1) 昭和22年度 学習指導要領 職業科(家庭科編)(試案) 昭和22年5月発行

中学校は小学校の教育を基礎とし、青年期の生徒に中等教育を施す学校であると学校教育法¹⁴⁾「第36条」に示されている。このなかで「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うことをうたって『職業科』とした。

家庭科¹⁵⁾は『職業』の1科目として扱われた。職業科のなかに農業、工業、商業、水産および家庭科という5つの科目を設け、各学校の男女の生徒はそのなかの1科目または数科目を決めて学習することになっている。

家庭科は大部分の女性が学ぶ科目であったが、男子も「家庭」を選択履修できると記されている。学習内容は次の項目からなる。

第七学年の指導内容¹⁶⁾(中1年)

「家庭生活」、「備えのある生活(夏着物の仕度、ワンピースの裁縫)」、「食物と栄養」、「備えのある生活(被服の手入れ、保存)」、「幼い家族の世話」

第八学年(中2年)

「わが国の住居の長所・短所」、「食物と健康及び保健献立」、「夏の生活」、「夏の装い(ツピーズドレス・単長着)」、「家庭の美しさ」、「秋の装い(裕・ツーピースドレス)」、「上手な買い物」、「冬の迎え方(スモックの裁縫・編物)」、「簡単な病気の手当てと病気の予防」

第九学年(中3年)

「家庭生活と能率」、「食生活の改善」、「被服と生活(仕事着・エプロン)」、「乳幼児の保育」、「家庭の和楽」、「病人の介護」、「近所の交わり」、「帯とドレス(半幅帯・羽織・ドレス・一年間の被服計画)」、「家事の経理」

戦後の混乱期のなかで中学校被服教育は高度の技能・技術を要するものであり、実生活に役

立つ内容であったと察する。

2) 昭和26年度 学習指導要領 職業・家庭科編（試案）昭和22年12月発行

昭和22年の改訂は職業科の科目が独立していたため、2科目以上の新しい体系を作る場合、地域社会の必要と学校や生徒の事情に適合する能率的な学習計画を立てることが困難であった。

このような欠点を除くため、5科目の分立を廃して1つの科目とし、教科の名前を「職業・家庭科」と改めた。

職業・家庭科の内容¹⁷⁾は 仕事 技能 技術に関する知識・理解 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的知識・理解の4領域からなり、被服領域は「仕事」のなかに含まれた。教育課程は農村向き、商業地域向きなどが示され地域環境に即して実施するように改訂されている。手工作のなかに裁縫、刺繍、洗濯・手入れ、しみ抜き、仕上げ、手入れ、紡績・染色が示されている。裁縫の題材は長着、羽織、仕事着、襦袢、帯、ワンピース、スカート、ジャケット、下着、洋裁デザインが取り上げられている。これらは中学生にとっては高度の技能・技術を要する内容であり、週3～4時間が当てられていた。

3) 昭和32年 学習指導要領 職業・家庭編 昭和31年5月発行（実施 昭和32年度～）

前回の改訂¹⁸⁾では一教科としての内容の構成は良かったが、体系的な学習への配慮がなかった。従前と同じく地域性の重視と共通履修との調和、女子向きの指導をしやすいなどの改善が図られた。指導内容¹⁸⁾は6群に分かれている。

1群は農業関係 2群は工業関係 3群は商業関係 4群は水産関係 5群は家庭科関係（食物、被服、住居、家族、家庭経営）6群は職業指導関係からなる。

性別・環境によって2群以上にわたるものとし、5群は女子向きの計画とすることができると記されている。さらに注目すべきことは食生活、調理、衣生活、住居の四分野については一部男女共修となっている。

被服の項目¹⁹⁾は 衣生活 被服生活 被服整理に分けられ、被服製作の教材はブラウス、スカート、ワンピース、スラックス、ポレロ、ひとえ長着、袷長着、羽織、子供の衣類など、編物は手袋、ソックス、セーター、子供の帽子、はなぐつ、ケーブなど手芸・染色はテーブルかけ、かびんしき、のれん、ふるしき、ぬいぐるみのおもちゃなどがあげられている。被服の題材は内容が精選されたとはいえ、洋裁、和裁ともに高い技能・技術を必要とする内容である。

4) 昭和33年 学習指導要領 技術・家庭 昭和33年10月告示（実施 昭和37年度～）

この改訂は科学技術教育を振興することを基本方針の一つとしている。これまでの「職業・家庭科」から『技術・家庭科』に名称を変更し、技術革新の時代的要請に応える教科として位置づけられた。内容も「男子向き」生産技術と「女子向き」家庭生活技術の2系列に分けられることになった。

男子向きは「設計・製図」、「木材加工・金属加工」、「栽培」、女子向きは「調理」、「被服製作」、「設計・製図」、「家庭機械・家庭工作」に関する内容が示めされている。

家庭科の内容にも電気などが加えられ、技術的教育に変化した結果、小・中・高等学校の家

庭科の一貫性は薄くなった。

被服製作²⁰⁾では日常着の製作、被服の整理および簡単な編物に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を合理的に営む態度を養うことが示されている。内容は 繊維、布地、編物 被服製作、被服整理の用具、機械、施設 被服整理用材として洗濯、染み抜き、保管をあげている。1年次では活動着としてブラウス、スカート類、編物は子供の帽子、手袋、ソックス、2年次では休養着として浴衣、パジャマ、刺繍(手提げ、テーブルクロス、エプロンなど)である。

従来のような裕長着のような製作技術を必要とするものは姿を消し中学生にとって比較的なじみ易いものとなっている。基礎的技術は単なる経験を通してものを作る技術ではなく科学的な知識の裏づけをもってものを作る技術となる。女子に対しても科学技術教育の必要性を重視した人間形成を行う教科に変わった。

5) 昭和44年 学習指導要領 技術・家庭 昭和44年4月告示(実施 昭和47年度~)

高度な科学技術の発達、経済社会分化の急激な進展にはめざましいものがあり、技術・家庭科の果たすべき役割はますます大きくなった。このような事態に対し、教育内容の質的向上を図るとともに従来の実施の経験に基づき、生徒の必要や学校の実体に適合するように技術・家庭科の改善を行う必要があった。

さらに基本的には、人間形成の上からみた技術・家庭科の性格を明確にし、中学校教育全体における位置づけが検討された。中学校の技術・家庭科にはさらに心身の発達に応じて、これらの目標を充分達成することに努め、一層技術的、実践的活動できるようにし、生活に必要な基礎的、技術習得させることとした。

生徒の興味や必要ならびに現在および将来の生活活動の様相などを考慮して、「男子向き」、「女子向き」の2つの学習系列が設けられている。女子向きの分野²¹⁾は新しく家庭電気が加わり家庭工作が住居になり、食物 被服 住居 家庭機械 家庭電気 保育の六分野からなる。従来の技術による分類から生活を重視したものになる。

1年次は日常着としてブラウス・スカートの製作(被服計画の立て方、被服材料の特徴、製作用具の取り扱い、製作の方法、材料と用具の選択、被服と生活)

2年次は休養着としてパジャマの製作、被服整理用材と用具、被服整理の方法、手芸材料と用具の取り扱い、手芸の方法、被服材料、溶剤、用具の選択、被服と生活

3年次は外出着としてワンピースの製作、繊維製品の被服と生活

男子向き、女子向きが明確になり、被服の題材は生徒のニーズや地域にあったものを取り上げ、生活に必要な基礎的技術を習得させるとしている。題材は日常着の簡単なものになった。

6) 昭和52年 学習指導要領 技術・家庭 昭和52年7月告示(実施 昭和56年度~)

学校教育の現状や学校を取り巻く社会状況の急激な変化は表1に示すように中学校を卒業した生徒たちも殆ど進学するようになり、この結果、高等学校が大部分の青少年を教育する国民機関としての性格を強めていることから、小・中学校より高等学校の教育を一貫的にとらえ、その内容を精選してゆとりのある充実した学校教育を可能とするような教育課程を実現することが極めて重要な課題となった。

表1 中学校卒業者の高等学校への進学率・就職率（年次別）単位（％）

区 分	進 学 率			就 職 率		
	男	女	計	男	女	計
昭和25年度	48.0	36.7	42.5	46.2	44.1	45.2
35年度	59.6	55.9	57.7	39.7	37.5	38.6
45年度	81.6	82.7	82.1	16.5	16.1	16.3
55年度	93.1	95.4	94.2	4.5	3.2	3.9
平成2年度	93.2	95.6	94.4	3.7	1.8	2.8
9年度	94.8	97.0	95.9	2.1	0.7	1.4

資料：平成9年度 文部省『学校基本調査』

教育課程審議会の答申²²⁾によると人間性豊かな児童生徒を育てることを目指し、小・中および高等学校の各学校段階を通じ、勤労にかかわる体験的学習の必要性が強調されている。

技術・家庭の性格は標準授業時間数の削減に見合うような内容の精選を行うとともに、従前の「男子向き」、「女子向き」の一層の接近をはかるために次のような領域の再構成が行われた。女子には技術の内容の一部を、男子には家庭系の内容の一部を学習させるようにした。

内容 A木材加工 B金属加工 C機械 D電気 E栽培 F被服 G食物
H住居 I保育 (A～E技術系, F～I家庭系)

授業時数は週当たり2～3時間と定め、削減された時間はゆとりの時間を設け、人間性を培うことになった。男子はA～Eまでの中から5領域、F～Iの中から1領域、女子はA～Eのなかから1領域、F～Iのなかから5領域を履修させることになった。

小学校は男女共修、中学校では男女の特性に応じた選択履修であったため、男子には家庭的なものが組み込まれてこなかった。また国際婦人年における女子に対する差別撤廃条約批准の完成を目指して男子生徒まで家庭科の履修をとの声も高まり、せめて義務教育の中学校までは家庭的な要素を学習させるべきであるという意見が強く、この改訂におよんだ。

被服の学習内容²³⁾

被服1 作業着の製作 (スモック)

被服2 日常着の製作 (スカート)

被服の整理 (編物製品の選択と仕上げ)

被服3 休養着の製作 (パジャマ)

手芸品の製作 (刺繍・編物・染色のなかから1種以上)

被服の題材は精選されて、日常着、休養着など生活に密接した簡単なものになった。

7)平成元年 学習指導要領 技術・家庭 平成元年3月告示(実施 平成5年度～)

教育の機会均等のかかわりから、高等学校では女子のみ必修の「家庭一般」と男子技術系列傾斜の「技術・家庭」が問題となっていた。

文部省²⁴⁾は家庭科教育に関する検討会議を設け、「今後の家庭科教育のあり方について」(報告)を昭和62年12月に発表した。これによると「家庭一般」女子のみの必修を改め、男女とも必修または選択の方向を打ち出すとともに、これとの関連から中学校の技術・家庭については低学年において共通に履修する項目を設け、高学年においては、生徒の興味、関心に応じて選択する領域を設定する方向を打ち出し教育課程審議会に検討を委ねた。

この結果、「家庭」、「技術・家庭」の改善の基本方針としては、「家庭を取り巻く環境や社会の変化に対応」、「男女が協力して家庭を築いていくこと」などの観点から内容および履修のあり方を改善した。

中学校の技術・家庭については、情報化の進展や家庭の機能の変化等に対応するために新たに、「情報基礎」、「家庭生活」の領域を設けることになった。現行の17領域を統合整理し「木材加工」、「電気」、「金属加工」、「機械」、「栽培」、「情報基礎」、「家庭生活」、「食物」、「被服」、「住居」および「保育」の11領域で構成、この領域の中から7領域以上を履修させ、「木材加工」、「電気」、「家庭生活」、「食物」の4領域は、すべての生徒に必修させるとなった。また、題材の選定にあたっては、授業時数および生徒の実態等に応じて弾力的に取り扱うことができるようにし、主体的実践活動の充実を図ることが示された。

被服の学習内容²⁵⁾は簡単な被服製作、手芸、生活と被服の3項目に精選された。教材は生徒の能力、興味、関心、学校や地域の実態に適し授業時数を考慮して選ぶとされ、ベスト、スカート、ショートパンツ、パーカー、パジャマなどがあげられている。

中学校の学習指導要領も戦後7回の改訂が試みられてきた。戦後の教育制度が発足した当時の家庭科は家庭生活の準備と実用主義の考え方に基づいた技能を重視した教育であった。科学技術の進展に伴い、近代技術に対する向上を図るために男子向きの技術系と女子向きの家庭系の二系列の男女の特性を盛り込んだ学習が実施された。しかし、家庭を取り巻く環境や社会の変化に対応し、家庭は男女が協力して築いていくこと等の見解に基づき男女相互乗り入れにいたった。「技術・家庭」成立以来、男子の家庭科学習が実現された事は一歩前進といえる。

高等学校学習指導要領

1) 昭和22年度 学習指導要領 家庭編(試案)昭和22年7月発行(実施 昭和23年度)

高等学校では昭和23年から発足し、小・中学校では家庭生活の内容が総合的に扱われているので、高等学校²⁶⁾では「被服」、「食物」、「住居と家事経営」、「家庭衛生」、「家族関係と子供」の五分野に分かれていた。

新しい学習指導要領では、男女の教育機会均等を保障するため小学校では、男女共学、中学校及び高等学校では男女の特性に応じた選択として出発している。

家庭における経験は人間の経験のうちで最初のものであり、最も緊密で最も長いものである。つまり男女ともに必要な科目としている。

この経験のよき指導と訓練を受け、よき発展をなすことは個人の発展であり、また家庭ひいては社会の発展であるとし、家庭科指導における役割の大切さを述べている。

小学校から中学校までは家庭生活について大まかに扱ってきたが、高等学校では「衣服」、「食物」、「住居と家事経理」、「家庭衛生」、「家族関係と子供」の五分野にわけ、深く研究することが心身発達の上からも学習発展の過程からも望ましいとしている。

この五分野の中から全部とらなくても一～二分野だけをとってもよいとし、生徒にとって興味のあるもの又は必要なものを与えることが望ましいとしている。

家庭科は家庭人となる準備として女子生徒はもちろん希望する男子生徒も受けさせるとあり、「家庭」のような科目は男女生徒に必要と述べている。最後に成人に達することを考え、

結婚の知識を考慮すべきであるとしている。被服については婦人服の裁縫技術の能力を養うとして下記の題材²⁷⁾を取り上げている。

第10年級

良い身なりの重要さ

私の被服計画（単長着，袷長着，襦袢，帯，羽織，運動服，作業服，下着類の製作）

男子用長着

第11年級

春の装い（ワンピース，ツーピースドレス，コーセットの製作）

幼い家族のきもの（ロンパース，エプロン，子供服，下着の製作）

暖かくする工夫（丹前の製作，セーター，ふとんの製作）

男子用羽織

第12年級

被服の更正（婦人服，女兒服，袷，帯，靴下の更正）

外出着（ハーフコート，外套，長コートの製作）

場合に適した服装

もっと上手に着るには

男子服の研究（ワイシャツ，ジャンパー，ブラウス，ズボンの製作）

赤ちゃんの支度（乳児服一揃いの製作）

尚，昭和23年学習指導要領 家庭編（試案）は22年度と同じである。

小・中学校の内容がさらに専門的になり細分化されている。女性は結婚して家庭人となるための準備教育の一貫として専門的内容になっている。被服の題材は日常着から外出着まで，高度の専門的技術・技術を必要とするもので戦後の混乱期において被服教育は重要な役割を担っていたといえる。

2) 昭和24年度 学習指導要領 家庭編 昭和24年8月発行（実施 昭和24年度～30年度まで）

昭和24年発行²⁸⁾の「新制高等学校教科課程の解説」では，幸福な家庭生活を将来するような経験を与えなければならないとし，家庭科は家庭人となる準備として女子生徒はもちろん，希望する男子生徒も受けさせるとあり「家族」のような科目は男女生徒に必要と述べられている。

昭和23年度の家庭編学習指導要領に基づき，さらに女子にはその将来の生活の要求に応じて深い理解と能力を身につける必要があるとした。家庭生活の一般に関する学習を少なくとも14単位必修させることが望ましいとして時間を明示した。「新制高等学校教科課程の職業教科の改訂について」の通達は「家庭技芸に関する教科」が示され職業生活の面に重点を置く教科が明らかにされた。

内容は 被服 子ども 家庭経理 住居 食物 家族関係 家庭衛生の七分野からなっている。選択する場合は生徒にとって興味のあるもの又は必要な分野を選ぶことを考慮するとしている。

被服製作の内容²⁹⁾

平常着又は訪問着（ツーピースドレス，スーツ，コート）の調整能力

平常着・外出着の製作(男女の衿もの, 和服コート)

休養着防寒着の調整能力(丹前)

シャツ類の選択調整能力(シャツ類, 男性用ズボン)

女児男児服の調整能力(ロンパース, ワンピース, ブラウス, スカート, ズボン, エプロン, パジャマ, 半ズボン)

セーター, チョッキの調整能力(セーター, チョッキ)

女子には家庭生活に必要な技能, 技術を重視し, 被服の題材は家族のために役立つもとして高度の技能・技術を要するものであった。

3) 昭和26年 学習指導要領一般編 家庭科編(試案)昭和26年7月発行

家庭に関する教科³⁰⁾は家庭に関する科目として一般家庭および家族, 保育, 家庭経理, 食物, 被服の5科目と家庭技芸に分かれ, 「家庭科」の単位数, 学年, 配当なども前回と同様であるが, 家庭技芸の内訳として3科目の上限単位数が増加した。つまり, 家庭生活に関する教科が一般教育としての「家庭」と専門教育としての「家庭技芸」の2系列に分けて行われた。

4) 昭和31年度 学習指導要領 家庭科編 昭和31年2月発行(実施 昭和31年度~)

表2は小・中・高等学校の年次別学習指導要領の改訂をまとめたものである。この表が示すように従来の「家庭」と「家庭技芸」の2教科³¹⁾であったのを「家庭」の1教科にまとめ, 家庭生活に関する内容を総合的に学習する教科と専門的に学習する科目とをもって作成している。

そして全日制の普通課程においては「家庭一般」を女子の教養として履修させるようにし, さらに生徒の特性, 進路に応じて広くあるいは深く学習することができるように他の科目を作成している。

家庭一般は家庭科を履修させる最初の学年から履修させることとし, 第一学年に4単位を履修させることが望ましいとしている。

指導内容は被服, 家庭経営, 食物および保育, 家族の4領域とし, 家庭生活全領域を総合的に把握することがこの科目の特色であるとしている。

被服の内容³²⁾

衣生活の改善(活動的, 能率的, 経済的, 社会的見地からの改善)

日常被服の製作例

ブラウス・スカート, ワンピースは応用教材としてもよい, 簡単なジャケット(ボレロ, トッパー)などの日常着が取り上げられている。

家庭と家庭技芸を1つの教科とし, 新しく家庭一般となり家庭生活全領域が含まれる。これまでは生活に活用するものであったが, これは女子に求められる教養として履修させるようになっている。被服の題材は簡単な日常着となった。

5) 昭和35年度 学習指導要領 家庭 昭和35年10月告示(実施 昭和38年度~)

小・中・高等学校の教育課程の一貫性をもたせるとともに, 昭和31年度における高等学校の教育課程の精神を一層徹底し, 時代の進展に即応するように改訂された。家庭科については,

表2 学習指導要領の改訂年度と概要

小学校（初等教育）		中学校（中等教育）		高等学校（中等教育）	
改訂年	学科目・実施年度・時間数	改訂年	学科目・実施年度・時間数	改訂年	学科目・実施年度・時間数
昭和22年	学習指導要領『家庭科編』試案 男女共学 各週3時間	昭和22年	『職業科』（家庭）試案 22年度～25年度実施 週4時間（必修）	昭和22年 昭和23年	『家庭』 23年度実施 週10～15時間 『家庭科編』『家庭』『家庭芸』 24年度～30年度実施 週1・2年7時間（一般家庭） 『家庭科編』『家庭』『家庭芸』に よる自由選択 選択履修 『一般』編 試案 週1・2年7時間
昭和26年	『小学校における家庭生活指導の 手引き』 26年度～30年度実施 各週2～2.5時間	昭和26年	『職業・家庭科』編 試案 地域別、性別履修 26年度～31年度実施 週3～4時間（必修）	昭和24年	
昭和31年	『家庭科』 31年～35年度実施 週2～2.5時間	昭和32年	『職業・家庭科』 男女共通履修（必修）と選択履修 32年度～36年度実施 週3～4時間	昭和31年	『家庭』の1教科 『家庭一般』選択履修 31年度～37年度実施 週4時間
昭和33年	『家庭科』 文部省検定の教科書発行 36年度～45年度実施 週2時間	昭和33年	『技術・家庭科』に名称変更 科学技術振興と女子向き 必修 男子向き・女子向き二系列 必修 37年度～46年度実施 週3時間	昭和35年	女子は『家庭一般』を必修 38年度～47年度実施 週4時間
昭和43年	『家庭科』 46年度～54年度実施 週2時間	昭和44年	『技術・家庭科』 男子向き・女子向き二系列 必修 47年度～55年度実施 発展・定着期 週3時間	昭和45年	女子は『家庭一般』を必修 48年度～56年度実施 週4時間
昭和52年	『家庭科』 55年度～平成3年度実施 週2時間	昭和52年	『技術・家庭科』 履修方式の改善 男女相互乗入れ 必修 56年度～平成4年度実施 週2～3時間	昭和53年	女子は『家庭一般』を必修 ホームプロジェクト 学校家庭クラブの充実 昭和57年～平成5年度実施 週4時間
平成元年	『家庭科』 平成4年度より実施 週2時間	平成元年	『技術・家庭科』 情報基礎・家庭生活を新設 男女必修4領域を採用 週2～3時間 平成5年より実施	平成元年	『家庭一般』『生活一般』 『生活技術』の中から 1科目選択 男女必修 週4時間 平成6年度より実施

資料：日本人の生活（日本家政学会編）に基づいて作成
高等学校：全日制普通課程

その内容を改善し、女子には原則として家庭一般を必修³³⁾とした。女子の家庭一般は4単位をあてるとし、特別の事情のある場合には2単位まで減ずることができるとしている。趣旨は時代の進展や社会の要求に応ずるとともに、能力、適性、進路等の多様な生徒の学習効果をいっそう高めることを考慮して、その性格、目的、内容の充実を図った。

被服の内容は次のように示されている。

被服の機能

被服計画 (衣生活の現状、被服材料の選択、被服整理、家族の被服計画)

衣生活の合理化

家族のための被服計画

日常着の題材³⁴⁾ は型紙を用いた開衿ブラウス、タイトスカートなどが取り上げられた。

6) 昭和45年 学習指導要領 家庭 昭和45年10月告示 (実施 昭和48年度～)

今回の改訂³⁵⁾ の方針は「生徒の能力・適性の伸長を図り、男女の特性に応じた教育を行うため地域や学校の実態に応じ、課程や学科の特色を生かすことができるようにするため、教育課程の弾力的な編成が行えるようにする必要がある」としている。

普通科においては、すべての女子に「家庭一般」を必修とし、その単位数は4単位を下らないようにする。「家庭一般」は明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を養うためには最低4単位を必要とする内容をもっていると記されている。

衣生活の経営では被服を衛生的、美的、経済的能率的な面から考慮して、家族の日常の衣生活を合理的に営むために被服の機能、被服材料、被服管理、被服製作を取り扱うようにしている。各指導事項においては和服に関する事項を含めて取り扱う配慮が盛り込まれている。実習題材³⁶⁾ は自由とし、ブラウス、スカート、スラックス、ひとえ長着などの中から生徒の実態に即したものを選ぶとしている。

7) 昭和53年 学習指導要領 総則・家庭 昭和53年8月告示 (実施 昭和57年度～)

進学率が93%を超え、国民教育機関としての性格を強めた高等学校では、生徒の能力、適性、進路などが極めて、多様化し、教育現場の実態に対応しうるように教育課程の弾力化を図る必要にせまられ、また小・中学校および高等学校の教育を一貫的にとらえて、指導内容を精選し、基礎教育の徹底を図ることが大切であると考えられ、ゆとりのある充実した学校生活を可能とするような教育課程の実現を目指して改善が図られた。

衣食住及び保育などに関する知識と技術を家庭経営の立場から体験的に又は総合的に学習させることをねらいとしている。「体験的」とは生徒が実験、実習や実践などに主体的に取り組み体験的学習を行う教科であることを一層明確にするために示したものである。

実践学習を重視するためにホームプロジェクトや学校家庭クラブを充実させることが大切としている。

学習内容³⁵⁾ は 家庭生活の設計 衣生活の設計、被服製作 (題材はワンピース、ジャンパースカートなど) 食生活の設計・調理 住生活の設計と住居の管理 母性の健康、乳幼児の保育 ホームプロジェクト・学校家庭クラブから構成されている。

8) 平成元年 学習指導要領 総則・家庭 平成元年3月告示（実施 平成6年度～）

家庭を取り巻く環境の変化に対応し、男女が協力して家庭生活を築いていくことや、生活に必要な知識と技術を習得させることなどから、すべての生徒が履修する教科とするとともに、サービス経済化や生活関連産業の多様化に対応し、職業人としての専門性を高めるように改善を図り、その一層の充実を目指した。

表3は小・中・高等学校の男女別の選択と必修の経過をまとめたものである。中・高等学校においては男女別履修が約20年間にわたり定着していたが、1985年「女子差別撤廃条約」の批准、男女教育の機会均等などの見解から男女共修という画期的な改訂に至った。

表3 学習指導要領の改訂による履修（必修）の変遷

区分	昭和																												
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
小学校	改訂年度	22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51																											
	科目名	家庭					家庭（非教科）					家庭					家庭												
	履修形態	男女共修（必修）																											
中学校	改訂年度	26					31					33					44												
	科目名	職業科					職業・家庭					技術・家庭																	
	履修形態	職業科、職業・家庭 男女選択必修					男女 一部 共修					男子向き・女子向きの二系列																	
高等学校	改訂年度	24		26		31					35					45													
	科目名	実業科 （家庭）		一般家庭・家庭技芸					家庭一般																				
	履修形態	男女選択履修					女子必修																						
																				平成									
																				元 2 3 4 5									
																				元									
																				家庭									
																				元									
																				技術・家庭									
																				技術・家庭									
																				男女相互乗り入れ									
																				4領域 男女必修 平成5年より実施									
																				元									
																				家庭一般									
																				家庭一般 生活技術・生活一般									
																				女子必修（男子選択）									
																				男女必修 平成6年度より実施									

資料：家庭科教育部会『家庭科教育の研究』に基づいて作成

生徒の多様な能力、適性、興味関心などに応じることができるよう現行の「家庭一般」の他に新たな科目として「生活技術」、「生活一般」を設け、それらの中から1科目をすべての生徒に履修させるようにした。

また、新しく情報化、高齢化にむけて、「家庭情報処理」、「家庭看護福祉」及び「消費経済」、「課題研究」などを新設している。

家庭一般の内容は 家庭の機能と家族関係 家庭経済と消費 衣生活の設計と被服製作 食生活の設計と調理 住生活の設計と住居の管理 乳幼児の保育と親の役割 ホームプロジェクトの実践と学校家庭クラブ活動の7項目からなる。

実習題材については中学校での学習経験との関連を図り、学校及び生徒の実態に応じ基礎的な縫製、技術が習得できるように配慮すると示し、教材³⁶⁾はシャツ、ジョギングパンツ、ス

カートなどである。表4は現在の小・中・高等学校の被服教育の内容と題材についてまとめた。庄山・青木³⁷⁾の被服製作実態調査によると小学校ではエプロンと袋物，中学校ではパジャマとスカート，高校ではスカートとパーカーが教材として多くとり上げられている。中・高等学校では自由教材と記されていることから児童，生徒の発育段階に応じた基本的技能・技術の習得についての一貫性が考慮されていないといえる。

高等学校の学習指導要領もこれまで8回の改訂が試みられた。昭和22年の家庭科は民主的家庭の建設という理念のもとで共学選択として出発したが，被服の内容は技能教育が中核となっていた。当初は複雑多岐にわたっていた科目も時代の要請に応じて精選されたが，社会の進展は女子の大学進学を促進することになった。これが家庭選択者の減少を来したために，女子には「家庭科」が必要であるという要請を受けて必修になった。しかし女子のみの必修は教育における男女平等の機会が保障されていることや「女子差別撤廃条約」の批准などの見解に基づき，平成元年度より男女共修となった。

表4 小・中・高等学校における『被服』内容

	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		
	第5年生	第6年生	「被服」領域(選択)	『家庭生活』 男女共修	家庭一般	生活技術	生活一般 ~
被服機能・材料・管理	被服の働き 日常着の整理・整頓	日常着の手入れ洗濯(手洗い・洗濯機)	製作に適した被服材料の選択	適切な手入れ	被服の機能 被服材料の性能と選択 被服整理と保管	被服の機能 被服材料の性能 日常の被服整理と保管	被服の機能 日常の被服整理
被服製作 手芸	ボタン付け 簡単な小物及び袋物の製作 目的に応じた形や大きさ 縫い代 ゆりみ 返し縫い 玉結び 玉止め 並縫い ミシンによる直線縫い 簡単な装飾 裁縫用具の取り扱い	ほころび直し 簡単なエプロンやカバー類の製作 材料 採寸 型紙 裁断 目的に応じて縫える	簡単な被服の製作 被服の構成 製作計画 題材自由 (ティシャツ・ショートパンツ・ベストなど) 採寸 型紙の活用 裁断 本縫い まつり縫い 二度縫い 三つ折り縫い 目的に応じた縫い方 縫い代の始末・仕上げ 裁縫用具の取扱い 手芸品の製作 日常生活と手芸品の関係		被服製作 被服の構成 日常着の製作 題材自由 (シャツ・キュロットスカート・パーカー・スカートなど) デザインと材料 採寸 型紙の活用 裁断 仮縫い 補正 本縫い 仕上げ	被服製作 題材自由 (ワーキングウェア・パンツなど) 縫製の要点 仕上げの要点 (衣生活管理の立場)	~ 被服製作 被服の構成 日常着の製作 題材自由 (ワーキングウェア・はんでん・パンツなど) デザインと材料 採寸 型紙の活用 裁断 仮縫い 補正 本縫い 仕上げ 編物 織物 刺繍 染色
着装・被服計画	日常着の着方	日常着の選び方 被服の整え方		被服計画 適切な着用	被服計画 日常着の着装 日常着のマナー 被服の選択	被服計画	服飾デザイン 形 色彩 材質感

資料：高等学校学習指導要領の展開に加筆

．要 約

戦後の学習指導要領「家庭科」教育の改訂は大きく次の4つにまとめられる。

1) 戦後の教育制度による昭和20年代初期の職業科（家庭）、家庭科の成立

昭和22年の学習指導要領 家庭科（試案）は新教育制度に則って民主的家庭観に基づいた目標が掲げられたが、戦後の混乱期のなかで被服領域の教育内容は被服の占める割合が多く戦前の裁縫教育とあまり変わっていない。これは我が国が占領下にあったことや民主主義の考え方の基盤ができていなかったために内容や指導において混迷を極めた時期であったといえる。

2) 昭和30年代の小・中・高等学校における学習指導要領の改訂

戦後の経済成長に伴い教育も経済政策の一役を担うようになった。小学校は生活技術を重視した内容となり、中学校は「職業科」、「職業・家庭科」から「技術・家庭科」へ改名し、男子は産業技術、女子は家庭生活技術の2系列が必修となる。高等学校は「一般家庭」から「家庭一般」へ改名し、女子に4単位が必修となった。これは社会のニーズに応え、家庭科は男女の特性に応じ家庭生活に関する知識、技能を育成する実践的教科として確立した。

3) 昭和50年代の小・中・高等学校の学習指導要領の改訂

高度経済成長による産業の優先は人間教育の軽視というの大きなひずみが生じさせる結果になった。さらに知育偏重の教育を見直すために「ゆとり」の時間を設定して人間性を培うために実践的、体験的学習を強化し、各教科の授業時数を削減したことである。

4) 平成元年の小・中・高等学校の学習指導要領の改訂

戦後50余年が経過し国内外の情勢から、日本も「婦人差別撤廃条約」に批准したことや男女教育の機会均等により女子のみの履修を改め、家庭生活は男女が協力して築くものであること、また人間として「生きる力」を育む生活能力を養うための基本的な技能・技術を修得する教科として、中学校・高等学校も男女共修となった。

被服学習に見られる技能・技術低下の要因

1) 平成元年度の中学校学習指導要領の改訂は被服の領域を選択にした結果、被服領域を選択しない学生が存在するようになった。これが技術低下を生じさせている一要因であることが明らかになった。

2) ゆとりのある教育の転換が被服製作の時間と内容の削減となり、子どもの成長発達段階に応じた生きる力の基本となる技能・技術が軽減された。この結果、生活に必要な手指の巧緻性が劣ってきている。

3) 中・高等学校における被服製作の題材が自由であるため、各段階に応じた内容の基礎的知識や技能・技術の習得について一貫性に欠けていること。

4) 産業の発達や科学技術の進歩に伴い、家庭における被服の調達を産業が肩代りするようになり、衣服を作る時代から既製服を選ぶ時代に変化したこと。

男女共修の変遷について

小学校の家庭科は教育制度発足以来、一貫して男女共修、中学校は男女の特性に応じて選択(必修)、高校は選択履修科目として扱われた。中学校では科学技術の進展に伴い技術主義を強め、男子は生産技術を、女子は家庭生活技術を学習することになった。高等学校では女子は家庭科を履修することが望ましいとする世論のもとに必修となった。これは男女教育の機会均等や「女子差別撤廃条約」の批准等のかかわりから教育においても男女平等が保障されるとの見解に基づき、平成元年度より男女共修となった。

これまで改訂された学習指導要領の結果が児童・生徒の学力、生きる力や人間形成などに確かに影響を及ぼしているといえる。

家庭科教育は知識を単なる知識とせず、生活のなかに活かしてこそ意味をもつものである。今日、生活物資が豊かになったことにより、生徒たちは自ら考えて生活を創造し、製作することに意欲を失ってきているが、真に物の価値や大切さを理解するためにはその製作過程を通して始めて理解できるものである。

これから、家庭科は「望ましい家庭生活像をどのように考えて進めなければならないか」が大きな課題といえる。科学技術の発展を視野にいれながら、同時に生活と文化という視点からも学習することが重要と考える。

引用文献

- 1) 南日本新聞, 南日本新聞社, 1面, (1999)
- 2) 『我が国の』文教施策, 文部省編, 大蔵省印刷局, 東京, 241, (1997)
- 3) 教育百年史, 奥田 真丈, 建帛社, 東京, 447, (1985)
- 4) 文部省学習指導要領 15巻, 文部省, 日本書籍株式会社, 東京, 9, 28, (1947)
- 5) 教育百年史, 奥田 真丈, 建帛社, 東京, 946, (1985)
- 6) 文部省学習指導要領 15巻, 文部省, 日本書籍株式会社, 東京, 11, 12, 13, (1947)
- 7) 小学校家庭指導書, 文部省, 開隆堂出版社, 東京, 1(1960)
- 8) 学校家庭指導書, 文部省, 開隆堂出版社, 東京, 87~96, (1960)
- 9) 家庭科教育の研究, 家庭科教育編, 学芸図書株式会社, 東京, 375, (1978)
- 10) 小学校家庭編, 文部省, 東京書籍, 東京, 14, (1978)
- 11) 小学校家庭編, 文部省, 東京書籍, 東京, 27~32, (1978)
- 12) 小学校学習指導要領, 文部省, 大蔵省印刷局, 東京, 77, (1999)
- 13) 家庭科の授業と家政学, 柳 昌子, 野村 泰代, 北大路書房, 京都, 43, (1992)
- 14) 家庭科教育の変遷と鹿児島県における歩み, 小山田 春子, 斯分堂株式会社, 鹿児島, 48, (1986)
- 15) 教育百年史, 奥田 真丈, 建帛社, 東京, 931, (1985)
- 16) 文部省学習指導要領 15巻, 職業・家庭科編, 文部省, 大日本印刷株式会社, 東京, 933~934, (1980)
- 17) 文部省学習指導要領 15巻, 職業・家庭科編, 文部省, 大日本印刷株式会社, 東京, 151~154, (1956)
- 18) 中学校技術・家庭指導要領, 職業・家庭科, 文部省, 開隆堂出版社, 東京, 45~47, (1961)
- 19) 中学校技術・家庭指導要領, 職業・家庭科, 文部省, 開隆堂出版社, 東京, 1~4, (1961)
- 20) 中学校技術・家庭指導書, 文部省, 開隆堂出版, 東京, 83~87, 98~100, 142~143, 147, (1961)
- 21) 中学校技術・家庭指導書編, 文部省, 開隆堂出版, 東京, 148~162, 185~193, (1975)

- 22) 中学校学習指導要領の展開，技術・家庭科編，馬場 信雄・鈴木 寿雄，小笠原 ゆり，明治図書刊，東京，16，(1977)
- 23) 中学校指導書 技術・家庭編，文部省，開隆堂出版，東京，69～92，(1984)
- 24) 中学校指導書 技術・家庭編，文部省，開隆堂出版，東京，1，(1995)
- 25) 中学校指導書 技術・家庭編，文部省，開隆堂出版，東京，80～85，(1995)
- 26) 文部省学習指導要領 15巻，文部省，三協印刷株式会社，東京，1，(1947)
- 27) 文部省学習指導要領 15巻，文部省，三協印刷株式会社，東京，7～9，(1947)
- 28) 文部省学習指導要領 15巻，共同印刷会社，東京，2，(1949)
- 29) 文部省学習指導要領 15巻，共同印刷会社，東京，10～31，(1949)
- 30) 高等学校学習指導要領の展開，津止登 喜江・河野 公子，明治図書，東京，9，(1991)
- 31) 高等学校学習指導要領の展開，津止登 喜江・河野 公子，明治図書，東京，9～10，(1991)
- 32) 高等学校学習指導書，文部省，二光印刷株式会社，東京，5～7，(1956)
- 33) 高等学校新学習指導要領の解説，小笠原ゆり，学事出版，東京，16，(1978)
- 34) 家庭一般，日本女子大学家庭科研究会編，実教出版株式会社，東京，125～149，(1975)
- 35) 高等学校学習指導解説 家庭編，文部省，実教出版，東京，20～22，(1970)
- 36) 高等学校家庭一般，高校家庭科指導研究会，実教出版，東京，105～147，(1999)
- 37) 庄山茂子・青木迪佳，長崎県立女子短期大学 研究紀要 第43号，37～45，(1995)